

# 小規模社会福祉施設における消防法改正概要(平成21年4月1日施行)

## 改正の経緯

平成18年1月の長崎県大村市の認知症高齢者グループホーム火災を受け、平成19年6月13日に消防法施行令・消防法施行規則が改正され、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設の防火安全対策の強化が図られました。この改正により認知症高齢者グループホーム等の火災発生時に自力で避難することが困難な人々が多く入所する小規模社会福祉施設も防火管理者を選任し、施設の実態に応じた消防用設備等を設置することが義務づけられました。

## 改正概要

### 1 防火管理者の選任基準の見直し

- (1) 認知症高齢者グループホーム等の社会福祉施設について、防火管理者を選任・届出、消防計画の作成・届出(防火管理者の選任要件を収容人員30人以上から収容人員10人以上に選任要件を強化)
- (2) 小規模社会福祉施設の防火管理者の資格要件を甲種防火管理者の課程を修了した者等とした。

### 2 消防用設備等の設置

- (1) 消火器・・・すべての施設に設置(経過措置 平成22年4月1日まで)
- (2) スプリンクラー設備・・・延べ面積275㎡以上の施設に設置(経過措置 平成24年3月31日まで)  
**※ただし、延べ面積が1,000㎡未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。**
- (3) 自動火災報知設備・・・すべての施設に設置(経過措置 平成24年3月31日まで)
- (4) 火災通報装置・・・すべての施設に設置(経過措置 平成24年3月31日まで)

## ●消防法施行令別表第一(6)項口の改正

(6)項口が(6)項口と(6)項ハに区分されました。

改正前	改正後
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">(6)項口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉施設</li> <li>・有料老人ホーム</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・救護施設</li> <li>・更正施設</li> <li>・児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)</li> <li>・身体障害者福祉センター</li> <li>・障害者支援施設</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・福祉ホーム</li> <li>・障害者福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)を行う施設</li> </ul> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">(6)項口</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人短期入所施設</li> <li>・特別養護老人ホーム</li> <li>・有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入所させるものに限る。)</li> <li>・介護老人保健施設</li> <li>・乳児院</li> <li>・盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)</li> <li>・肢体不自由児施設(通所施設を除く。)</li> <li>・障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)</li> <li>・老人福祉法第5条の2第4項若しくは第6項に規定する老人短期入所事業若しくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設</li> <li>・障害者自立支援法第5条第8項若しくは第10項に規定する短期入所若しくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; background-color: #0056b3; color: white; margin: 0;">(6)項ハ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人デイサービスセンター</li> <li>・老人介護支援センター</li> <li>・有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)</li> <li>・更正施設</li> <li>・知的障害児通園施設</li> <li>・肢体不自由児施設(通所施設に限る。)</li> <li>・情緒障害児短期治療施設</li> <li>・児童家庭支援センター</li> <li>・障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)</li> <li>・地域活動支援センター</li> <li>・老人福祉法第5条の2第3項若しくは第5項に規定する老人デイサービス事業若しくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設</li> <li>・障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項若しくは第13項から第16項までに規定する生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)</li> </ul> </div>

●防火管理者の選任が必要となる基準

防火管理者の選任が必要となる基準が収容人員30人から収容人数10人以上と改正された施設は次のとおりです。

改正前			改正後			
用途区分		収容人員	用途区分		収容人員	
(6)項口	イ	病院、診療所、助産所	(6)項口	主として要介護状態にある者又は重度の障害者等が入所する施設、救護施設、乳児院、認知症状グループホーム等		
	ロ	老人福祉施設、地域活動支援センター、身体障害者福祉センター等		(16)項イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(6)項口の用途部分を含むものに限る。	
	ハ	幼稚園、特別支援学校			(16の2)項	地下街((6)項口の用途部分を含むものに限る。)
(16)項イ	複合用途の建物等のうち、その一部に(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イの用途部分を含むもの		30人以上			
(16の2)項	地下街		30人以上			

消防法施行令別表第一(6)項口、(16)項イ、(16の2)項の防火管理者は、**甲種防火管理講習の課程を修了した者等**を防火管理者として選任することが必要となりました。

●消防用設備等の設置義務

消防法施行令別表第一(6)項口に定めるグループホーム等の施設については、次の消防用設備等の設置基準が強化されました。

消防用設備等の種類	改正前の設置基準	改正後の設置基準
消火器	延べ面積150㎡以上の施設	すべての施設
スプリンクラー設備	延べ面積1,000㎡以上の施設	※延べ面積275㎡以上の施設
自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上の施設	すべての施設
消防機関へ通報する火災報知設備	延べ面積500㎡以上の施設	すべての施設

※延べ面積が1,000㎡未満の施設では水道を利用した「特定施設水道連結型スプリンクラー設備」を設置することができます。  
 なお、設置基準の詳細や設置基準等については、管轄の消防機関へお問い合わせください。

●既存施設の経過措置期間

改正法令は平成22年4月1日より施行されており、既存施設(新築、改装工事中含む)については、経過措置として次のとおり猶予期間を設けてあります。

